

「地域の教育資源」活用の現状と課題

—学校と市町村教育委員会へのアンケート調査を通して—

沖縄県立教育センター 教育経営研修課

はじめに

今日、学校現場では、いじめや不登校、校内暴力、援助交際等の問題が顕在化し、心の教育の在り方について、総合的な立場から検討が始まっている。このような問題の原因を追究していくと幾つかの原因が考えられる。

例えば、戦後、日本全体と一般民衆が、暗黙の了解として、今日まで目標としてきた戦後の追いつき、追い越し型の経済体系から、結果として登場してくる「学歴社会」や「地域共同体の崩壊」からその要因を探ることができる。「学歴社会」の中で子供一人一人は、生涯学習の基礎を築く必要のある幼稚園や小学校段階から中学校、高等学校にかけて、いつの間にか学習することに対して、「将来の豊かな生活の獲得」という目的で、学習本来の目的を喪失させてしまったように思われる。そして、数値測定による学力が重視されてきたという背景から、学校が担ってきた本質的な学校教育の役割を見落としてきたことが考えられる。

また、「地域共同体の崩壊」では、現在の大人が幼い頃に体験してきた家庭内や地域でのさまざまな切磋琢磨が、出生率の低下もかかわってか減少してきた。そして、過去、文化の中心を担ってきた都会地から、地方へ文化の移動がみられるようになってきたことなどがその要因の一つと考えられる。このことにより、都会地と地方との格差がなくなり、しかも情報網の発達により、さまざまな情報が瞬時に入手できるようになってきた。地方が都市化していったことは、生活の面では便利にはなったものの、子供の教育の立場から考えてみると、地方の誰もが、地域の子供に何らかの形で触れ合ってきた地域教育空間が失われ、子供それぞれが、都会地の子供たちと同様に「巣籠もり」をし、テレビゲームに熱中し、子供同士の触れ合いから次第に遠のいてきたことに大きな問題が内在していると思われるのである。

このように現代社会は、「学歴社会」の弊害からさまざまな影響が出てきたことが考えられ、そこには大人も子供もゆとりのない生活が、日々続いているところに今日的な教育課題を見いだすことができる。

現在、小・中・県立高等学校（以降、県立高校）・特殊教育諸学校（以降、特殊教育学校）では、このような教育課題の解決に向けて日々実践を行っているが、さまざまな要素が複雑に絡み合い、その解決をより困難にしていると思われる。

特に、これからの子供の教育を考えると、これまでのように、学校のみで子供の教育を担っていくという考え方だけでは十分ではないと、誰もが認識し始めてきている。

このようなことを総合的に考えてみた時、これからの学校教育を子供たちにとって、より価値ある場にしていくために、地域や家庭との連携をこれまで以上に積極的に推進していくことは、重要なことである。そして、そこに「開かれた学校づくり」の理念があり、外部講師の起用や教育ボランティア、地域の教育施設等のいわゆる「地域の教育資源」活用の意義が出てくるのではないかと考える。

そこで、本年度の教育経営研修課における調査研究は、これからの教育経営のあり方を中心課題として、本テーマの設定を導いてきた。

1 研究内容

(1) 研究の基本的な考え方

① 本研究は、沖縄県教育庁の『『開かれた学校づくり』調査委員会の実態調査資料をもとにアンケートを作成し、調査・分析を行い、「教育資源活用」の在り方について資料提供を行う。

② 本年度のアンケートの対象は、県内市町村教育委員会（以降、教育委員会）と本島内小・中学校、県内県立高校・特殊教育学校とする。

③ 平成13年度に児童・生徒への「教育資源活用」に関する意識調査を実施し、学校現場における教育経営改善のための資料提供を行う。

(2) 調査研究の内容

① 「地域の教育資源」を「人材資源」と「社会環境資源」に分け、それぞれ学校教育への導入に関しての状況と考え方をまとめた質問紙を準備し、市町村教育委員会と小・中・県立高校、特殊教育学校へのアンケート調査を実施する。

② 「地域の教育資源の授業」への活用に関して、児童・生徒の意識調査を実施する。

③ 「地域の教育資源」の学校教育への導入における具体的資料を作成する。

(3) 研究方法

① 対象及び調査方法

ア 平成12年度調査対象

- ◎ 行政機関：県内市町村教育委員会・56
学 校： 本島内小学校・182校
本島内中学校・86校
県立高等学校・56校
特殊教育諸学校・13校
合 計：393校

イ 調査期間

- ◎ 市町村教育委員会と各学校
平成12年11月30日（月）～12月15日（金）

ウ 調査方法：質問紙法

② 調査項目

- ア 「地域の人材資源に関する項目」
イ 「地域の社会環境資源に関する項目」

(4) 研究経過

平成12年度	
① 理論研究	
② 質問紙の項目内容検討、作成	
③ 委員会・学校調査の実施、集計	
月	研究内容
5	研究テーマ決定
6	「地域の教育資源」資料収集
7	「地域の教育資源」理論研究
8	研究内容、方法、計画検討
9	調査項目と質問紙の検討、依頼
10	調査実施30日（月）～2週間
11	調査の回収、データ入力
12	データ入力、入力終了
1	集計表及びグラフ作成
2	分析と考察
3	報告書作成、資料提供 次年度計画作成

2 理論研究

(1) 「地域の教育資源活用」論の発端

学校は、今、平成14年度からの新教育課程の実施に向けて大きく動き出そうとしている。実際には平成12年度からの移行において、新教育課程を前倒し

して実施されるため、特に、今回から新設の「総合的な学習の時間」をどう実施したらよいか、各学校の緊急の課題でもある。

「総合的な学習の時間」の計画にあたっては、小学校、中学校、県立高等学校、特殊教育諸学校とも各学校の実態に即した課題設定を摸索しながら、実施している。

「地域の教育資源（学習資源）の活用」^①は、このような背景のもとで、今後の学校教育を構築していく上で、重要な手だてと成り得るものであると考えられる。「地域の教育資源の活用」については、「地域人材の活用」という視点から、近年、特に、それを要求する声が高まってきている。

それは、1987年（昭和62年）の臨時教育審議会の「教育改革に関する第3次答申」の中で、学校の社会に対する閉鎖性が指摘され、「開かれた学校」の在り方について、提起されたことがその発端と考えられる。その後、学校の閉鎖性を指摘する論調は、年々広がりを見せ始め、1988年（昭和63年）の教育職員免許法改正では、特別非常勤講師の制度が設けられたのである。ここで初めて学校外部人材を学校教育で活用する制度が整ったのである。そして、この特別非常勤講師の制度を含め、学校で地域人材を積極的に活用することの提言が、この後、各種改革案が繰り返し言及されることとなる。

例えば、1996年（平成8年）4月に出された生涯学習審議会の答申では、「地域社会の教育力の活用」の個所で「(1) 地域社会の人材等を活用した教育活動」の項目を掲げ、

- 特別非常勤講師制度の活用
 - 学校行事や部活動での専門家の活用
 - 社会教育施設などの活用
- を例示している。

さらに、1996年7月に出された中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」でも、「学校外の社会人の活用」^②が再び取り上げられ、その意義として次の点が指摘されている。

- 学校の教育内容を多様なものとし、子供たちに社会性や勤労観・職業観を育成したり、実技指導の充実を図る上で有効である。
- 閉鎖的になりがちな学校に、外部の新しい発想や教育力を取り入れることにより、教師の意識改革や学校運営の改善を促すことも期待される。
- 小学校の専科教育の充実や中学校・高等学校の選択履修拡大に有効である。

このように「地域の教育資源活用」は、教育諸改革に繰り返し登場してくる程重要であり、しかも学校現場からは、その効果を期待するものがある。

(2) 「地域の教育資源」とは何か

「地域の教育資源」の学校教育への導入の背景には、上述したような臨時教育審議会答申の「開かれた学校」論がきっかけとなっているであろうが、地域の人々を含め、地域社会を学校教育に活用する実践は、決して真新しいものではない。

一般に知られている事例として、第二次大戦後にアメリカ合衆国の教育の影響を受け、地域社会の教材化を進めた、コア・カリキュラム運動、コミュニティスクール[®]運動などがある。

国内では、埼玉県川口プランや広島県の本郷プラン、神奈川県福沢村プランなどがあるが、これらの実践は、数年で姿を消してしまった。

その後も地方の小・中学校では、学校教育は、地域を基盤に地域の強い支援に支えられ進められてきたの普通であった。いわば、学校を「自分のもの」として地域で支えてきた時代である。そこに自然なカタチで存在していた地域の人々の教育援助を、あえて「地域の教育資源」とは呼ばなかったのである。

つまり、東京学芸大の葉養氏によれば、「第一の問題は、授業や学校の諸活動の自然な流れの中で『活用』が行われずに、『活用』のための『活用』が生じていた」のである。

次に、「地域人材」という言葉のもつ重さにより、地域でごく普通に生活している人々はその範疇の外側におかれ、社会的地位や特殊技能を唯一の尺度として選定が行われていた。この場合は、「地域人材の活用」とはいつても、「開かれた学校」の具体化というよりも、教材の幅が少し広がりをもっただけのもので、学校の姿は、何ら変化がみられない。伝統的な地域社会が姿を消し、地域が学校を支えるということが期待できない現在では、かつての日本国民がもっていた、「地域を信頼して教育を進めればよい」ということだけでは、説得力に欠ける。

このようにみると、「地域の教育資源」とは、従来とはその認識も異なり、児童・生徒の保護者、教職員、地域住民はじめ、教育的に活用が必要がある場合には、積極的に学校教育へかかわる「ひと、もの、こと」ととらえることができる。

そして、この数年で、これまでの「地域人材」の要素に加えて、「社会環境資源」、具体的には、物資、施設・場（機関を含む）、活動・営為（団体・組織を含み、人材活用と必然的に結びつく）、情報・知恵等、

「価値ある教育資源」としての活用が始まってきている。

(3) 「地域の教育資源」の種類

では、具体的に「地域の教育資源」とは、どのようなものを示しているのであろうか。

そもそも、「地域の教育資源」とは、学校現場においては、「地域の教育力」と言われてきたものである。しかし、地域社会や住民による意図的及び無意図的教育作用も、これまで「地域の教育力」と呼ばれてきたため、言葉の混同がみられているのも現状である。「地域の教育力の低下」については、後者についてのことだと思われるが、そのこともあってか第16期中教審では、地域の教育作用を「地域社会の機能」としている。

このような意味からも「地域の教育資源」は、地域の教育機能回復の要素にもなり得るものであると考える。

そこで、「教育資源」を「人材資源」と「社会環境資源」に分類し、それぞれの内容を下の「地域資源一覧表」としてまとめた。

表1に示した資源は、国の諸答申の提言に見られるものや一般的に各学校現場で活用されているものである。表に示した人材や環境の小分類は、相互に併用されることが多い。

「社会教育施設」の一つである博物館の活用の際には、学芸員などに指導を依頼することが通例である。

「活動・営為」に属する「郷土芸能」の教材化を図る場合には、楽器や衣装など「物資」の借用とともに指導者である「継承者」を人材として活用することがある。このように「教育資源」は、各種の資源を併用することで、より価値のある教育活動を生み出すことが可能になると思われる。

表1 地域資源一覧

【人材】 1校外の専門家2スポーツ指導者3伝統文化継承者4障害者5地域住民6保護者7伝統技能士 8学習ボランティア9企業社員10役所職員 11地元在住教員
【環境】 ○ 物資 1 地域生産物 2郷土の文化遺産 3地域にある身近な材料 4地域所有備品 ----- ○ 施設・場（機関） 1 社会教育施設2青少年教育施設3文化施設 4スポーツ施設 5郷土の遺跡設

6高齢者福祉施博物館	7病院	8博物館
9図書館		
○ 活動・営為		
1社会教育関係団体	2PTA・青少年団体	
3町内会の諸活動	4郷土芸能	5伝統産業
6伝統工芸・産業の技術	7地域行事	
8社会教育関係学級・講座		
○ 情報・知恵		
1地域に関する歴史	2伝統文化	3地域伝承話
4統計	5地勢	

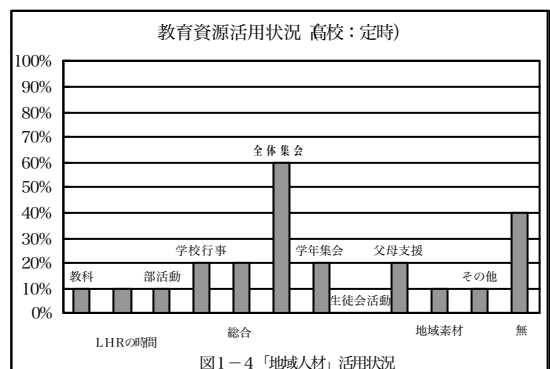
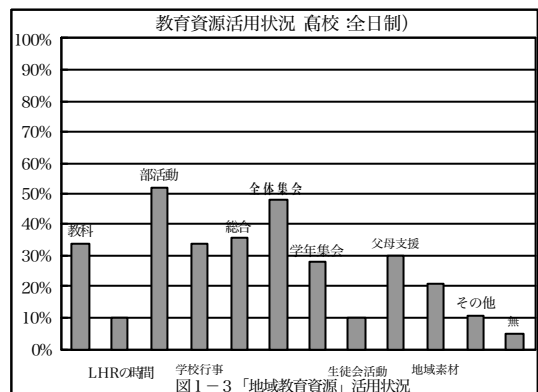
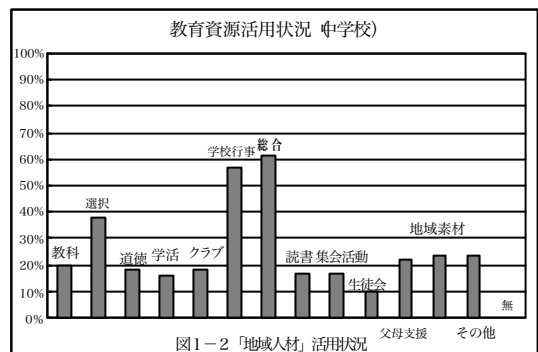
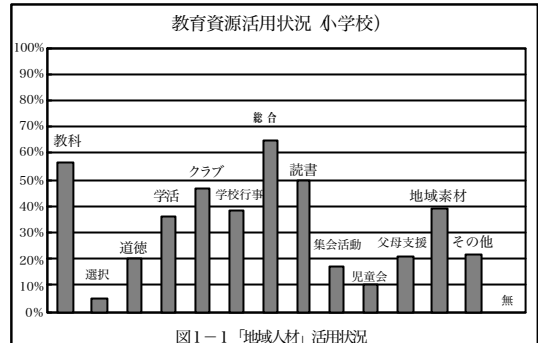
では、次に沖縄県内の「地域教育資源」の現状について、県教育庁義務教育課の行った調査をもとにみていくことにする。

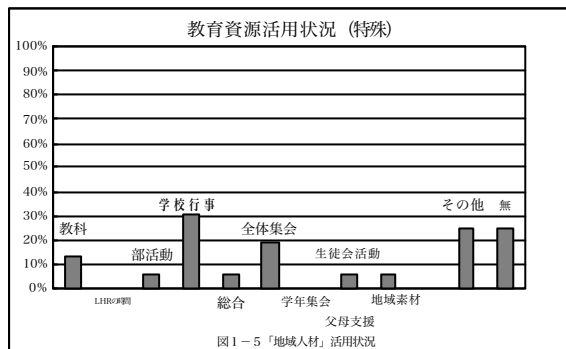
(4) 沖縄県における「地域の教育資源」活用状況 ー人材活用ー

沖縄県内の学校現場における「地域教育資源の活用」への動きは、「人材活用」の面から始められ、それは、平成元年度の学習指導要領の告示以降、多方面にわたり浸透していった。^④ 沖縄県教育庁が、平成12年度に実施した『「開かれた学校」に関する取組調査」^⑤では、平成12年6月時点で、沖縄県の授業への人材活用状況は、小学校、中学校においては、100%（図1-1、2参照）となっている。高等学校や特殊教育諸学校においては、「活用無し」がみられ、今後の課題の一つにもなることが考えられる。高等学校については、平成12年度から実施されてはいるが、現在はその準備などで取組が遅れていることが考えられる。

特に、「地域人材の授業への活用」が積極的に行われている小・中学校での領域について図1-1、2について見ると、両校種において新設の「総合的な学習の時間」にかかわるものが多いことが把握できる。次いで、小学校では「教科指導」や「クラブ活動」^⑥への活用が顕著である。また、中学校においては、選択教科や学校行事への活用が特徴的でもある。クラブ活動は、新学習指導要領により、「廃止」になったため今後は、人材活用もなくなることとなる。特に、今回の改訂でガイダンス機能の充実が挙げられていることもあり、「生き方指導」とのかかわりから、「人材活用」が出てくることも考えられる。この他にも、小学校において特徴的なこととしては、「父母のボランティアによる絵本の読み聞かせ」への参加が多い。これは、母親が中心になり、昼休み時間などを利用しての活動が中心となっている。一方、

中学校では、「おやじの会」のような父母有志による学校支援というかたちでその活用が行われている。（図1-1、2参照）ただ「教育資源」としての活用とは異なる。「人材資源」は、今後ともその必要性が高まることが予想される。^⑦





(5) 「人材資源」活用の課題

これまで述べてきたように、「人材資源」は、県内の各小・中・高等学校・特殊教育諸学校において、盛んに活用されているが、県教育委員会が行った調査によれば、各学校は、「人材活用」に関して次のような課題をあげている。

- 教職員の共通理解が不十分なため、年間計画への位置づけがなされていない。
- 地域人材の不足
- 人材活用の予算化
- 父母の多忙さ
- 地域人材情報不足（人材確保）
- 予算について多様な考えがあり、共通理解が困難
- 学校の受け入れ態勢が不十分である。
- 人材の活用計画が不十分
- 地域人材リストの整備とアプローチマニュアル作成
- 人材の人選
- 謝礼金の有無（報償費、交通費）
- 人材活用の際の傷害保険
- 活用時間帯
- 地域の人々の意識
- 打ち合わせのための時間の確保の困難さ

「開かれた学校」に関する取組状況調査より一部抜（平成12年6月実施）

この結果から、「人材活用」に関して、次のような課題の具体的現状を把握する必要がある。

- ① 人材活用に伴う予算措置（報償費、交通費、傷害保険等）
- ② 人材確保（手段）
- ③ 教職員の共通理解
- ④ 保護者の学習への参加

また、これに加えて、人材のみで考えがちな「教育資源」活用に対して、教育施設等を中心とした「教

育資源」との関係が明確でないように思われる。そのため、

⑤ 教育資源の明確化

を加えた5つの課題をもって、県内の各市町村教育委員会と小・中・県立高校・特殊教育学校の「教育資源活用」に対する取組みの現状と課題をまとめる。そして、行政側と学校現場の考え方を明らかにし、今後の「教育資源」の望ましい活用の在り方を考えていくものである。

3 調査結果と分析・考察

(1) 回収結果

今回のアンケート調査による回収結果は、表1の通りである。

表1 回収結果

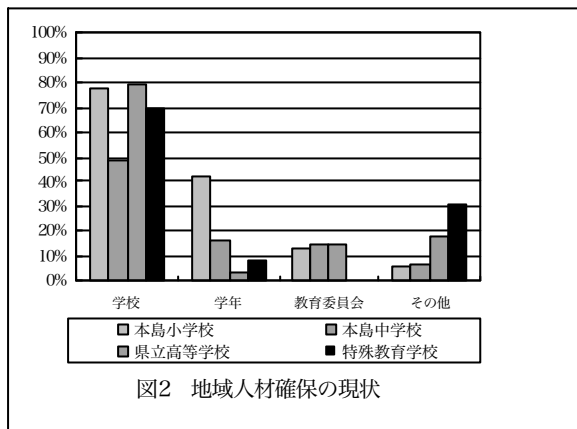
市町村教育委員会		83.9%
本島内小学	国頭地区	94.6%
	中頭地区	95.0%
	那覇地区	100%
	島尻地区	100%
本島内中学	国頭地区	80.0%
	中頭地区	96.2%
	那覇地区	95.4%
	島尻地区	100%
県立高校		96.4%
特殊教育学校		100%
全体の回収率		94.8%

(2) 教育資源：「地域の人材活用」に関して

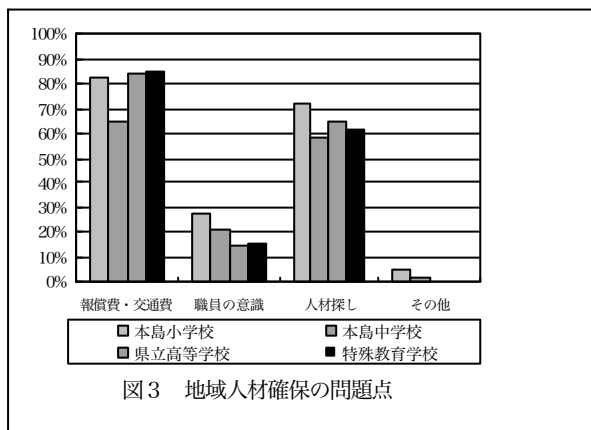
① 「地域人材の確保」状況と課題

授業への「地域人材活用」は、どの校種とも高い割合であることは、先にも示したが、具体的な確保状況については、図2に示してある。特に、小学校では、学校としてだけでなく、学年としての確保も見られ確保率も高いことがわかる。

中学校や県立高校、特殊教育学校では、学校全体としての確保が多く、学年独自の確保については、今後の課題となるところである。



しかし、各学校は、授業への高い「地域人材の活用率」の割に、「人材確保」に関して、図3のような問題を抱えていることがわかる。



この結果から、「人材確保」に関して大きく3つの課題が見えてくる。

一つめに、「人材確保（派遣）」にかかる経費等の問題、二つめに、「人材探し」、三つ目に「職員の意識」である。これらに関して、学校現場と市町村教育委員会の対応とを照らし合わせながらみていくことにする。

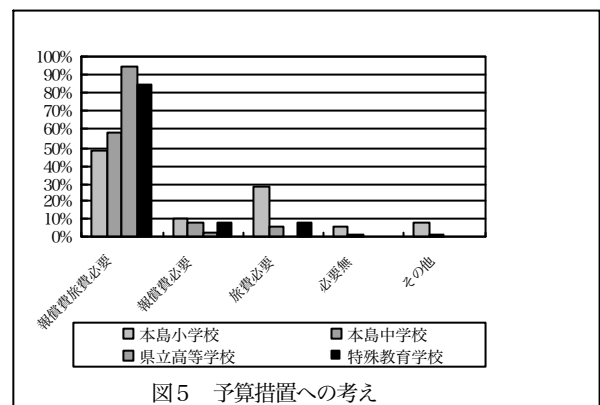
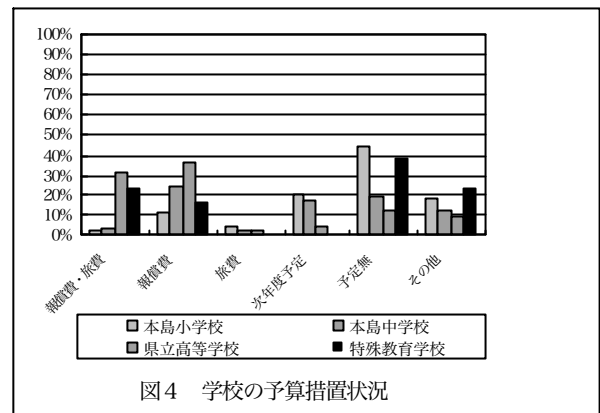
② 予算措置に対する学校と教育委員会の対応

ア 学校の「人材確保」にかかる経費等の現状

特に、どの校種とも「報償費や旅費」などの経費が、「人材活用」の大きな壁になっていることが把握できる。市町村によっては、教育委員会が予算を確保して、学校からの要請により、教育委員会が派遣するシステムをとり学校に経費負担を負わせないところもある。しかし、ほとんどが、学校として対応しているのが現状である。

図4は、現在、各学校で「人材活用」にかかる経費等の状況をまとめたものである。小・中学校は、報償費も旅費もあまり確保されていない。県立高校と特殊教育学校は、小・中に比べると、予算措置が行われていることが窺える。

しかし、図3に示された問題点に照らしてみると、小・中学校とも、予算措置の必要性を感じていることには違いない。それをより示しているのが、図5「予算措置への考え」である。



特に、「報償費と旅費」両方について、教育委員会に予算措置を望む声が出ていることが窺える。

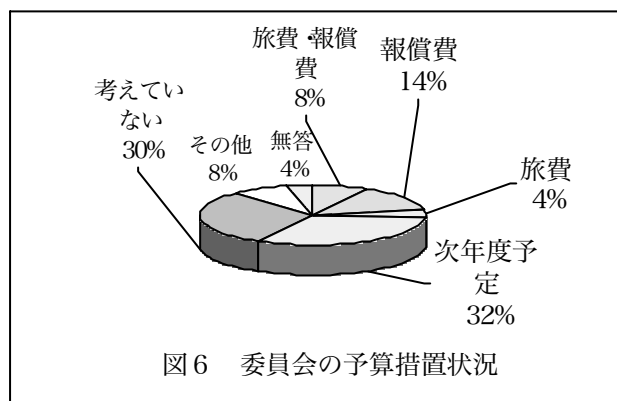
現在、「人材活用」にかかる予算措置がとられていない学校では、大部分がボランティアとして、無償で協力してもらっているところも多く、図5の「その他」の中で「ボランティアの人たちの保険」にかかる予算措置の必要性があげられているのも当然のことかもしれない。

このような学校現場の状況と教育委員会の考え方にどのような違いがあるのか、次にまとめる。

イ 教育委員会における「人材派遣」にかかる経費等の状況

「人材確保」にかかる経費等に関して、小・中学校の管轄である市町村教育委員会の考え方はどうか。

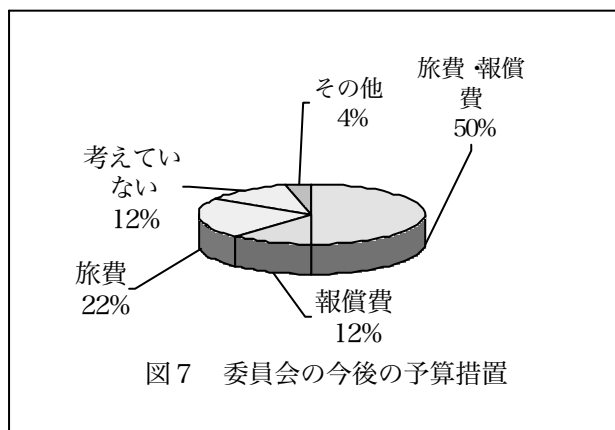
教育委員会は、「地域人材」を学校へ派遣するという前提のもとで、本年度は、図6に示されたような状況である。それによれば全体の26%が、報償費や旅費の措置がしてあることがわかり、32%は次年度予算措置を考えているようである。



しかし、30%の委員会は、予算措置の考えをもっていないことも明らかである。その主な理由として、

- 学校対応の事業だから：4%
- ボランティアだから：26%

があげられている。しかし、図7に示されているように、今後の見通しとして、教育委員会も84%経費措置の必要性を考えており、先に示した小・中学校からの要望にも応えていくことができるのではないかと考えられる。また、本年度に予算措置を考えていなかった委員会も18%の委員会が何らかのかたちで予算措置を新たに考えていることは、学校にとって、「地域人材」を活用するための課題が、一つは解決することにもつながる。



けれども、ボランティアにかかわる保険等については、触れられておらず、今後の課題として早急に対応していくことが求められる。

③ 「人材バンク」作成に関する学校と教育委員会の対応

「人材確保」の問題と「予算措置」との関係については、先に述べたとおりであるが、ここで二つめにあがっている「人材確保」のための「人材バンク」作成状況について、学校と教育委員会の現状とを比較しながら分析し、まとめてみる。

ア 学校における「人材バンク」作成の現状

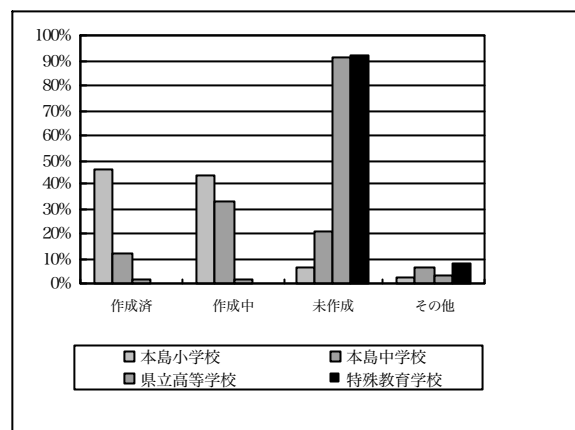


図8 学校の「人材バンク」作成状況

学校における「人材バンク」作成状況は、図8で示されているように、小学校で作成中を含めて91%、中学校で45%、県立高校で4%、特殊教育学校は0%という結果が出ている。

このことから、小学校については、「人材バンク」作成は、ほぼ整っていることがわかる。しかし、図3からも「人材さがし」については問題を抱えており、今後、「人材バンク」の内容面の充実が課題として考えられる。

「人材探し」は、児童・生徒の学習状況にかかわるものが多く、後で述べる「教育資源の把握」とも大きくかかわるものと思われる。「どこに」、「どのような人（もの）」が存在しているのか十分に把握できていないまま、「人材活用」を行おうとするために、いきあたりの「人材確保」になる場合もある。そのような場合に、学校の悩みがあげられているものと思われる。その問題を解決するためには、各学校ごとの「人材バンク作成」と行政側からの「人材」に関する情報提供が考えられるのである。

中学校については、作成中の学校が、33%あり、今後の増加が期待される。

県立高校と特殊教育学校については、「人材バンク」作成も、教育課程の移行期（平成12年度～14年度）で進められることが予想される。しかし、図5からも行政への予算措置の要望が強く、県立学校教育課とも連携し合いながら、同時に進めていくことが大切ではないかと思われる。

イ 教育委員会による「人材バンク」作成状況

図9は、教育委員会による「人材バンク」の作成状況を示してある。市町村教育委員会は、小・中学校の管轄にあるため、特に先の図8で示した小学校の「人材バンク」の作成率に呼応するかのようになり、81%の高い作成になっている。

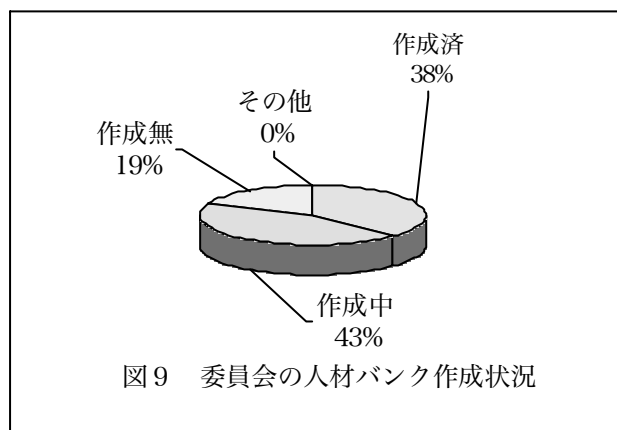


図9 委員会の人材バンク作成状況

ところが、図10をみると教育委員会としては、「人材バンク」は、作成してはいるが、「人材確保」に対しては、「考えていない」とするところが、24%あることもわかった。

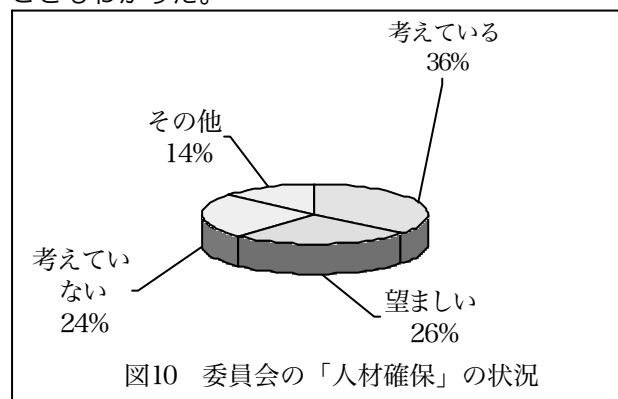


図10 委員会の「人材確保」の状況

人材確保を委員会として考えていないと回答した24%の主な理由として、

- 学校独自で行うべき・・・4%
- 学校側とPTAで行うべき・・・14%
- 教育委員会の助言を受けて学校で確保すべき・・・6%

などがあげられている。そこで、「人材バンク」をより充実したものにするためにも、今後、教育委員会は、学校の意見等も聞きながら、予算措置と人材バンク作成とが、うまくつながるように話し合いを深めていくことが大切ではないかと考える。

④ 保護者の学習への参加に対する学校と委員会の考え

ア 学校の考え方

学校教育への「人材活用」を考える際、児童・生徒の保護者をその一つとして考える方法がある。もちろん、現在は、教育資源として認められているのではなく、「教育ボランティア」としての位置付けがほとんどである。

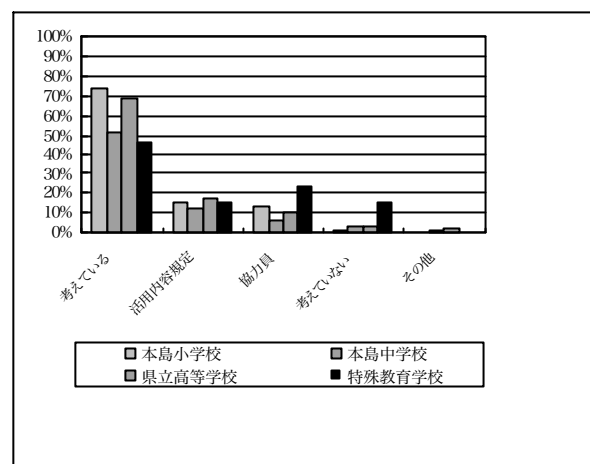


図11 学校における保護者の学習への参加の考え方

図11からは、小学校と県立高校で、約70%~80%が、保護者を「地域人材」の活用の一つ、すなわち、教育資源として捉えていることがわかる。逆に、「考えていない」と回答した学校は、小学校で1%、中学校で3%、県立高校で4%と、この3校種は、保護者の活用を十分に意識していることが窺える。特殊教育学校は、学校の特性から他の学校と保護者の学習への参加を規定することは困難であることが窺える。それでも、約6割の学校が保護者とともに児童・生徒の教育を考えていこうとする姿勢が把握できる。

保護者の学習への参加を安易に「教育資源」と位置づけることは困難なことではある。

しかし、少なくとも各学校は、これまでの学習形態を見直し、各家庭に「開かれた学校づくり」の考え方を、保護者の学習への参加をきっかけとして意識化させようとしている姿が窺える。

イ 教育委員会の考え方

では、このような学校の考え方に対して教育委員会はどのような考え方をもっているのでしょうか。図12によれば、教育委員会の80%が保護者を「地域人材」として活用することが望ましい」としており、学校の考え方と合致していることが把握できる。また、「考えていない」と回答している委員会の中にも「保

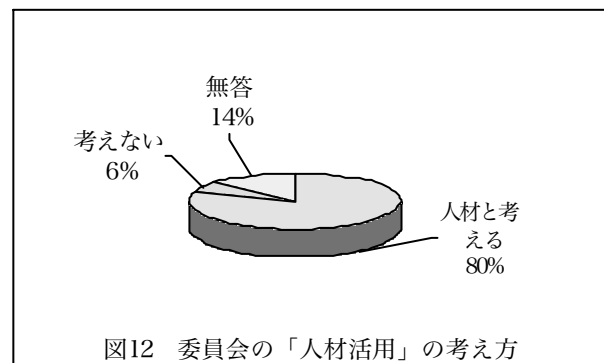


図12 委員会の「人材活用」の考え方

護者だからとの意識ではなく技能、技術者としての活用」を考えているところもあり、人材活用を意識した回答になっている。

このような学校と教育委員会との考え方から学校は、「保護者の学習への参加」に対して、今後も積極的に進めることが大切である。その際、保護者を「教育資源」の一つとして位置付けるかどうかについては、保護者の授業へのかかわり方や学校の位置付け方とも関連してくると思われるため、各学校の教育計画とも照らし合わせて考えていくことが、より重要であると思われる。

⑤ 教職員の派遣に関する学校と委員会の考え方

保護者を「教育資源」と捉える考え方もあるとの指摘を行ったが、教職員もその一つとして考え、現在も校種を超えた学習活動の模索も始められている。今後、教職員を他の学校に派遣することに関して、まず学校はどのようにとらえているのか考えてみる。

ア 学校の考え方

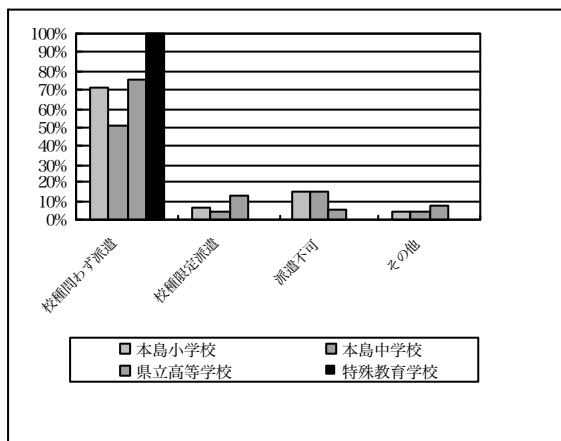


図13 学校の職員派遣への考え

図13によれば、「校内の職員を校種間問わずに派遣した方がよい」とする考えは、小学校で70%、中学校で50%、県立高校で70%、特殊学校では、100%となっている。全体的には、高い数値で、今後、教職員もさまざまなかたちで、他の学校の授業へ参加していくことが予想される。しかし、一方で賛成ではあるが、次のような点について懸念の声も出ている。

(ア) 派遣には賛成だが、現在の多忙さでは派遣させる時間がない。

(イ) 小学校では、特に学級担任制のため、派遣時間の確保が難しい。

(ウ) 教職員は校区内に限り派遣する方がよい。

(エ) 小・中・高校のネットワークを作成しなければ、学校だけの対応では難しい。

特に、どの校種でも共通して多忙であるとの声が

多く、派遣時間をどのように確保していくか、今後の大きな課題だと思われる。

イ 教育委員会の考え方

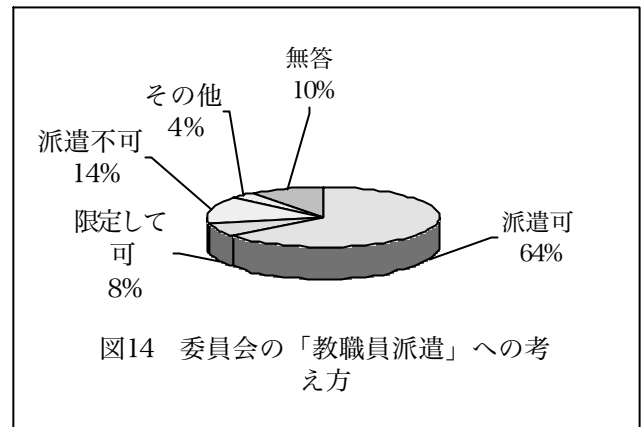


図14 委員会の「教職員派遣」への考え方

では、このような学校の教職員派遣の考えに対して、教育委員会の考え方は、どうであろうか。

図14では、72%の委員会が教職員派遣に対して賛成であることが窺える。また、一方、派遣を躊躇している教育委員会の理由として、「学校への派遣は基本的には、教職員以外が望ましい」との考えを示している。しかし、このような理由の背景には、教職員の多忙さを教育委員会も十分に把握しているからではないかと思われる。

「教職員の派遣」に関しては、学校も教育委員会も積極的な姿勢が窺われ、今後はこれまで以上に、小・中・高・特殊教育学校間の連携を強化し、推進していくことが重要であると考えられる。

⑥ 学校と教育委員会における「地域」の捉え方

では、一般に「地域人材」という一連の熟語として使われている「地域」に関して、学校や教育委員会は、「地域」をどのような範囲で捉えているのだろうか。学校区として捉えているのか、市町村域なのか、県全域なのか、それとももっと別の視点からの捉え方をしているのか、それらを明らかにすることにより、先にあげた「地域人材バンク」作成にもかわりが出てくるであろうし、実際授業の中で「地域学習」を進める際にも、その取り扱いが変わってくることも予想できるからである。

ア 学校の捉え方

まず、学校の捉え方から見ていきたい。

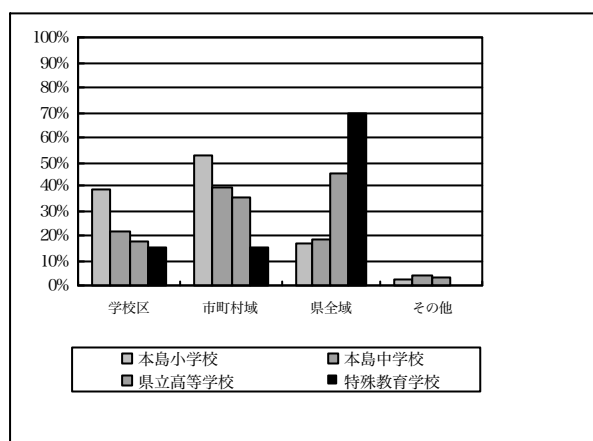


図15 学校の「地域」の捉え方

図15は、学校の捉えている「地域」範囲を示している。学校区と捉えているが学校は、小学校で38%、中学校で22%、県立高校で18%、特殊教育学校で15%となっている。市町村域では、小学校が53%、中学校が39%、県立高校が35%、特殊教育学校が15%である。県全域となると小学校で17%、中学校で18%、県立高校で46%、特殊教育学校で69%となっている。ただし、これらの中には、複数回答している学校があり、この数値で、学校の捉え方をまとめることは、十分ではないと思われる。しかし、傾向として受け取れば、小・中学校では、学校区を中心とした市町村域が「地域」の基盤であり、県立高校は、市町村域と県全域、特殊教育学校は、県全域を「地域」基盤としていることがわかる。

イ 教育委員会の捉え方

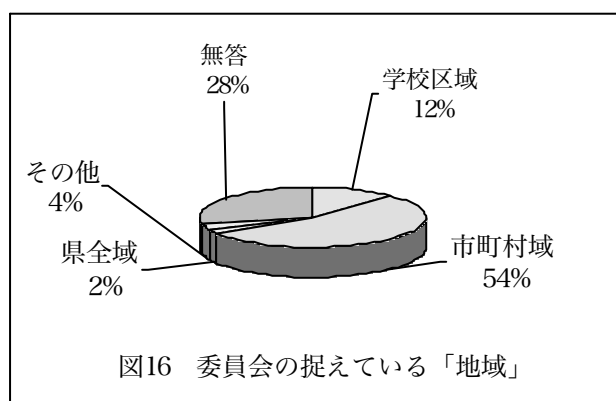


図16 委員会の捉えている「地域」

図16は、教育委員会の考えている「地域」である。今回の調査は、市町村教育委員会を対象としたために、学校区（12%）と市町村域（54%）の割合が多いことがわかる。この結果は、小・中学校とも一致しており、学校区を基盤として、市町村域を「地域」として捉えていることが把握できる。

このことから、現在は、「地域人材活用」の際には、学校区を中心として市町村域を視野に入れていることがわかる。

また、小・中学校は、学習を展開して行く際、「学校区」を中心に、市町村にまで範囲を広げた「地域学習」を実施していることが把握できる。県立高校の場合は、これからの具体的な計画のもと、「地域」の捉え方がなされるものと思われる。特殊教育学校の場合は、学校の専門性から全県的な「地域人材の活用」を考えていることが把握できる。

⑦ 「地域人材」を学校教育へ導入する条件比較

これまで「地域の教育資源・人材活用」に向けて、予算面や人材バンク作成、保護者の学習への参加、教職員の派遣等の考え方について述べてきた。

そこで、「地域人材活用」のまとめにあたって、導入するための条件について、学校、教育委員会の考え方を集約してみる。

ア 学校の考えている条件

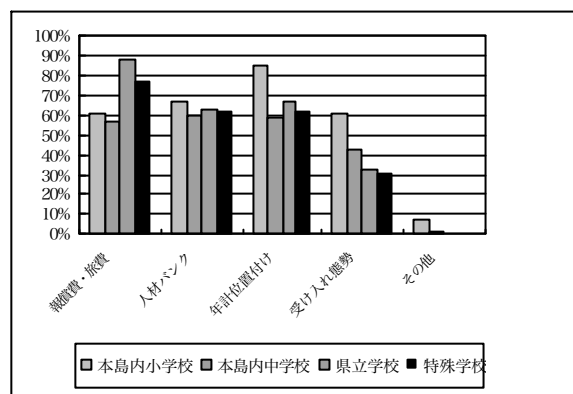


図17 「地域人材活用」の条件（学校）

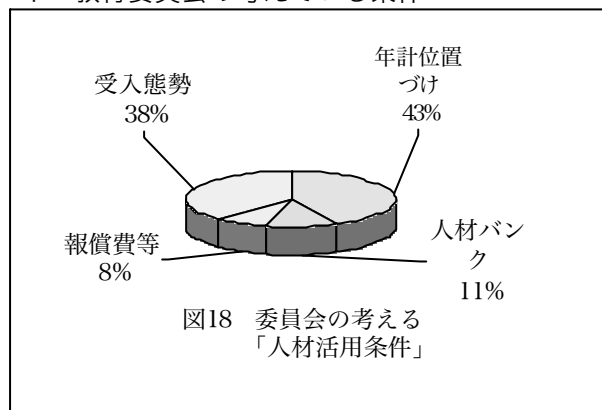
ここでは、複数回答を求めている。どの校種とも高い数値を示しているが、小学校では、特に、「年間学習指導計画への位置付け」が85%、中学校は、「報償費・旅費」、「人材バンク作成」、「年間学習指導計画への位置づけ」が共に60%と高くなっている。県立高校と特殊教育学校は、「報償費・旅費」の割合が共に高くなっている。

ここで、注目したいのは、「総合的な学習の時間」の取り組みの早い小学校では、「年間学習指導計画への位置付け」をあげていることである。「どの時期に、どの教科・領域で、どのような内容場面で、どのような人々を」活用するのか、明確な位置付けを求めていることがわかる。

また、小学校では「校内の受け入れ体制」を条件としている割合が、60%と高いことがわかる。先に示した職員の意識改革を求める一つの現れであると思われる。「校内の受け入れ体制」については、地域人材として、学校へ入る人々と受け入れる学校側との話し合いを行い、それぞれの不安を解消しなければ、それまで以上に不安が高まり、人材活用の意義が見

失われてしまうと思われる。

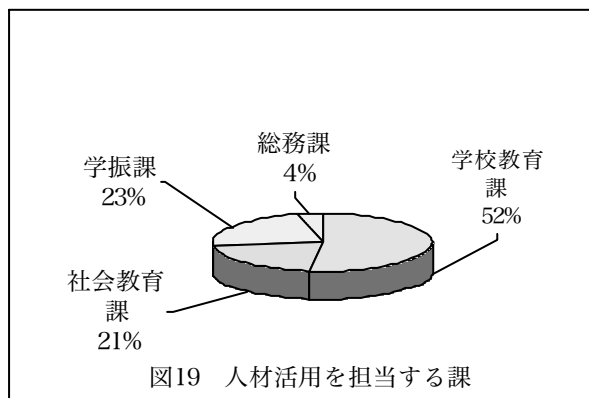
イ 教育委員会の考えている条件



教育委員会の考えている学校への「人材活用」の条件は、図18に示してある。ここでも複数回答を求めているが、学校現場と同じく、「年間学習指導計画への位置付け」が43%と最も高く、次に「受け入れ体制」、「人材マップ作成」、「報償費・旅費」となっている。

このことから、「地域人材の活用条件」として、小・中学校では、「年間学習指導計画への位置付け」を前提として、「人材活用の意義」を校内で共通理解することがより大切であることがわかる。そして、教育委員会は、そのための支援活動が必要であり、研修会などを通して、「人材活用の意義」を共通理解し合える場づくりが必要になるのではないと思われる。また、教育委員会では、「地域人材活用」に関することを担当している課が、市町村によって異なっている。そのため学校は、その確認をして具体的計画の作成を行うことが必要である。

図19は、教育委員会の中で、「地域人材」に関して、どこの課が担当しているか、本年度の現状を示している。それによれば、学校教育課が、52%と最も多く、次に社会教育課が21%、生涯学習振興課、総務課となっている。学校は、担当課との連携によって、「地域人材活用」の条件整備を整えていくことがより大切ではないかと考える。



⑧ 具体的な教育人材資源

では、一般に「教育人材資源」とは、どのような人々のことを示しているのだろうか。

これまで学校にかかわってきた人々を見ると、その道の熟練者の人々のことを指していることが多かったのではないだろうか。もちろん、そのような人々も貴重で価値ある「教育人材資源」であることには違いないし、今後もそれらの人々への期待はますます増え続けるものと思われる。

しかし、このような人々も含めて、「教育人材資源」とはどのような人々のことを示しているのか整理する必要があると考えたのである。それを示したのが表1であり、それらの人材資源を各学校が、資源とみなしているかを示したものである。

表2 教育人材資源に関する一覧表（複数回答）

人材資源内容	小	中	高	特殊
校外の専門家	72%	57%	79%	77%
スポーツ指導者	70%	58%	51%	38%
伝統文化継承者	84%	69%	65%	69%
福祉関係者	76%	55%	46%	69%
地域住民	57%	44%	23%	31%
伝統技能士	62%	55%	44%	31%
学習ボランティア	73%	46%	26%	46%
企業社員	38%	33%	37%	15%
役所職員	55%	45%	23%	23%
地元在住教員	49%	34%	23%	15%
保護者	64%	46%	23%	31%

この表2は、教育人材資源を11に分類している。それぞれを各校種別に人材資源として、どのような割合でみなされているかを示している。

全体としては、先に述べた熟練者と言われている「専門家」や「伝統文化継承者」「伝統技能士」などが割合としては高い。しかし、それら以外にも、「スポーツ指導者」や「福祉関係者」なども小学校を中心に高くなっていることがわかる。これは、各学校や教育委員会から集約した「講演一覧表」（別冊にて教育センター教育経営研修課保管）から把握できる。

特に、「進路指導（生き方指導等）」や「福祉体験」「平和教育」「総合的な学習の時間」によるものが多いことがわかる。

また、これらの他にも「学習（支援）ボランティア」を人材資源として、その活用が高まってきていることも把握できる。しかし、これらの「人材」も各学校でさらに検討し、教育人材資源としてふさわしい「人材探し」を行う必要があると思われる。

(3) 教育資源：「地域の環境資源」に関して

次に、「地域の教育資源」の中でも、「人材資源」以外の資源、即ち「環境資源」について、その活用現状と在り方を資料をもとに考えていきたい。

「環境資源」は、その内容の特色により、さらに「物資に関する資源」「施設・場に関する資源」「活動・営為に関する資源」「情報・知恵に関する資源」に分類している。

では、はじめに各学校と委員会が、これらの環境資源に関して、より具体的な資源として何を考えているのか表3、4、5、6から見ていくことにする。

① 環境資源の捉え方

ア 物資に関する教育資源

表3 環境(物資)資源に関する一覧表

物資資源内容	小	中	高	特	委員会
地域生産物	78%	55%	9%	54%	58%
郷土文化遺産	86%	69%	1%	69%	78%
地域所有備品	45%	37%	8%	46%	30%
天然植物	56%	42%	0%	38%	
農産物	62%	41%	8%	23%	
水産物	51%	39%	9%	31%	
動物	45%	32%	6%	0%	
「地域生産物」：みそ、酒、黒糖、お菓子類等 「郷土文化遺産」：城、国王の墓、歴史的家屋、寺院等 「地域の所有備品」：太鼓、服、テント等 「天然植物」：草花、木々等全て 「農産物」：米、豆等、農業生産物全て 「水産物」：魚介類等 「動物」：地域にいる動物全て					

表3より、学校も委員会も共通して、資源意識の高いものは、「郷土文化遺産」があげられる。「地域生産物」や「天然植物」も意識の高さが窺える。物資資源は、「総合的な学習の時間」の中でも、児童・生徒の製作活動や調査活動にも利用されており、活用頻度も高いものである。学校ごとに整理することで充実した活動計画も立てらるものと思われる。

イ 施設・場に関する教育資源

表4は、施設・場に関する資源意識調査であるが、小学校では、「郷土遺跡」や「博物館」「図書館」「高齢者福祉施設」が高い。それは、「総合的な学習の時間」で実際に調査活動を行っており、現実的な課題意識をもっているものと思われる。

中学校、県立高校、特殊教育学校は、高い数値はないが、今後「総合的な学習の時間」などの内容等により、需要が高まってくることが予想される。

表4 環境(施設・場)資源に関する一覧表

施設・場資源内容	小	中	高	特	委員会
社会教育施設	69%	57%	60%	38%	66%
青少年教育施設	63%	46%	56%	38%	34%
スポーツ施設	57%	58%	51%	38%	50%
郷土遺跡	85%	62%	67%	54%	70%
高齢者福祉施設	72%	55%	40%	15%	52%
会社(企業)	45%	41%	46%	31%	40%
博物館	80%	58%	61%	85%	56%
図書館	83%	63%	51%	54%	66%
公園	66%	37%	25%	62%	
森林	56%	40%	32%	38%	
山岳	38%	32%	14%	8%	
高原	31%	24%	9%	8%	
湖	34%	23%	11%	8%	
沼(池)	33%	29%	12%	0%	
河川	64%	49%	37%	38%	
海岸	61%	55%	44%	38%	
牧場	25%	21%	9%	8%	
「社会教育施設」：公民館、社会保険センター等 「青少年教育施設」：少年自然の家、青年の家等 「スポーツ施設」：競技場、体育館、プール等 「高齢者福祉施設」：老人ホーム等 「会社」：民間会社等					

また、「河川」「海岸」などの利用も多いことがわかる。これらは、学校周辺の状況により異なるもので、全ての学校で活用できるものではない。教育委員会も学校とほぼ同じ結果が表れている。

ところで、現在、特に小学校で進められている「地域学習」の中で、地域のさまざまな施設を活用する機会が多い。その際の課題として、見学・使用料金の問題が出始めている。「総合的な学習の時間」を中心に学習の中で施設を活用することは、小学校だけでなく、他の校種全てにあてはまるものである。しかも回数が一度だけのものであれば、問題は生じないと思われるが、回数が増えてくると児童・生徒の負担も大きくなり、「いつでも、どこでも、だれでも」が活用できる施設にはなり得ない。そこで、地域の有料施設について、どのように考えているのか、次にまとめてみる。

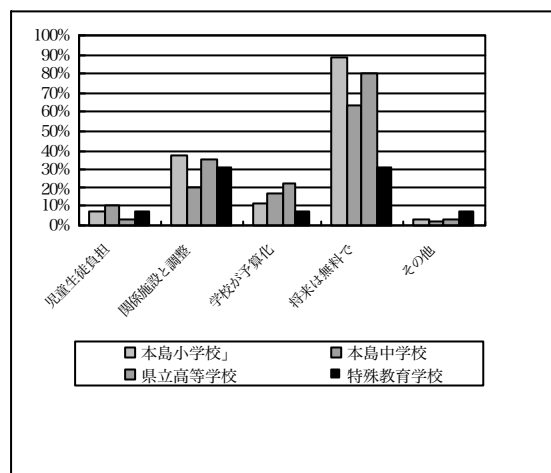


図20 有料施設に対する学校の考え

図20からも明らかなように、有料施設に対しては、「将来的には、地域の教育施設は、無料で自由に見える方が望ましい」と考えている校種が多い。(小学校：88%，中学校：63%，県立高校：81%，特殊学校31%) しかし、有料施設の無料化に対しては、今後さまざまな場所で議論を深めていく必要がある。例えば、地区の行政連絡協議会なども、このような話題を提供し、論議できる場ではないだろうか。そして、各学校では、無料化に対しての具体的な活用状況等を示す資料等を整え、行政側との具体的な話し合いを行うことが大切であると考えます。

では、教育委員会は、このことに関してどのような考えであろうか

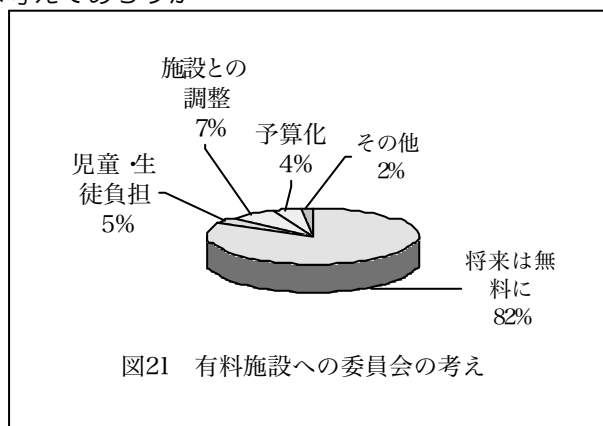


図21 有料施設への委員会の考え

図21からも、学校と考え方が一致しており、今後、将来的な活用方法に向けても、学校と教育委員会とが積極的に話し合うことも必要である。

ウ 活動・営為に関する教育資源

表5は、「活動・営為資源」である。ここでは、さまざまな活動に従事している団体やその様子等を、学習に活用する視点から教育資源として扱っている。表5からは、「伝統工芸・産業技術」や「地域行事」、「自然保護・観察活動」が高いことがわかる。

表5 環境(活動・営為)資源に関する一覧表

施設・場資源内容	小	中	高	特	委員会
社会教育関係団体	58%	49%	54%	54%	60%
PTA・青少年団体	57%	42%	51%	46%	52%
町内会諸活動	53%	34%	23%	31%	44%
郷土芸能	60%	53%	42%	31%	70%
伝統産業	53%	41%	25%	31%	50%
伝統工芸・産業技術	75%	54%	51%	54%	52%
地域行事	77%	54%	56%	54%	74%
社会教育関係学級講座	37%	25%	21%	0%	34%
自然保護・観察活動	76%	57%	56%	54%	
農業	57%	36%	23%	15%	
林業	26%	21%	9%	0%	
畜産業	37%	24%	21%	23%	
飼育活動	49%	26%	9%	23%	

しかし、「人材」や「物資」「施設・場」に比べると資源として、把握しにくい点がある。ただ、「活動の営み」なども教育資源となるという意識は必要である。

ここで、学校の教室などの施設借用をPTAや青少年団体、スポーツ団体等から申し出があった際の対応について学校と委員会の考えを次にまとめてみる。

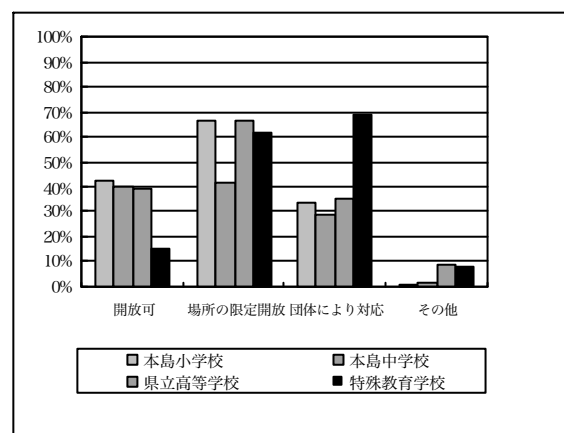


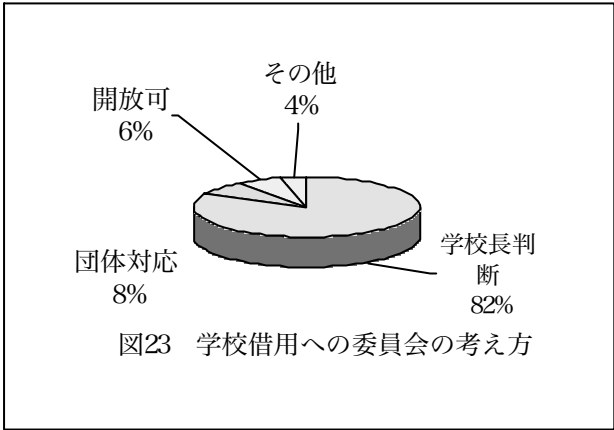
図22 学校施設借用に関する学校の考え

団体による学校施設借用は、現在も盛んに行われているが、今後は、「開かれた学校」の視点からもますます増えることが予想される。そこで、「活動・営為資源」としての団体からの施設借用の申し出があった際の学校と教育委員会の考え方について、まとめたのが、図22、23である。

約60%の学校が、「場所の限定を行い借用を許可する」とあるが、中学校が40%とやや低い。

特殊教育諸学校の70%が「団体により異なる」としている。この結果と次の図23で示した教育委員会の考え方を比べてみると、最終的には、学校長判断に委ねられる場合が多いことが把握できる。学校長が、

申し出の団体と話し合い決定していくことが、今後
もより重要になると思われる。



エ 情報・知恵に関する教育資源

表 6 環境 (情報・知恵) 資源に関する一覧表

施設・場資源内容	小	中	高	特	委員会
地域に関する歴史	91%	71%	72%	69%	80%
伝統文化	91%	70%	82%	85%	80%
地域伝承話	75%	63%	39%	38%	64%
統計	41%	30%	16%	0%	42%
地勢	41%	33%	14%	0%	
自然現象	60%	46%	40%	31%	
植物の生態	69%	47%	40%	38%	
動物の生態	63%	33%	30%	38%	

表 6 の情報・知恵資源も、一般に捉えられている
教育資源とは捉えにくい点がある。数値の高い「地
域に関する歴史」や「伝統文化」「地域伝承話」など
は、現在の授業の中でもさまざまな形で導入されて
おり、資源というより、教材の一つとして考えられ
ている。「統計」や「地勢」なども、社会科や算数・
数学等で扱われてはいるとは思いますが、教育資源とし
てまでは考えられてないようである。しかし、今後は、
「地域」を調べていく上で、この 2 つは大切な資源
ではないかと考えられる。

表 7 は、「情報・知恵」を教育資源とみなした時の
各学校の考え方である。「情報・知恵」に関しては、
「教育資源」としての理解があまりないと思われる
ために、その捉え方を校種別にまとめてみた。尚、
ここでは複数回答を求めているために、表としてま
とめてある。

この結果から、どの校種とも「情報・知恵」に関
しては、授業への積極的な導入を考えていることが
わかる。また、学年・学級としてではなく、広く学
校として取り組んでいく姿勢も窺える。

表 7 「情報や知恵」に対する各学校の考え (複数)

	小	中	高校	特殊
--	---	---	----	----

積極的推進	87%	63%	86%	92%
学年・学級	17%	9%	16%	0%
資源でない	1%	0%	0%	0%
校内話し合い	11%	12%	16%	15%
その他	2%	1%	4%	0%

このような資源の場合は、特に、学校内の共通理
解を図ることが必要で、そのための話し合いを求めて
いることがわかる。

おわりに

1 まとめ

これまで、「地域の教育資源」の活用に関して、現
在、学校の抱えている 5 つの課題を中心に学校現場
と教育委員会の考え方を比較検討してきた。

- (1) 人材活用に伴う予算措置 (報償費、交通費、
傷害保険等)
 - 予算措置がどのようなかたちで可能なのか
- (2) 人材確保 (手段)
 - 人材バンク作成の進行状況
 - 人材バンク作成のための「教育資源」の整理
- (3) 教職員の意識の転換
 - 教職員の派遣に関する考え
- (4) 保護者の学習への参加
 - 保護者の学習への参加状況と資源としての活
用意識
- (5) 教育資源の明確化
 - 人材資源と環境資源の具体的項目

上記に示した課題項目のそれぞれの分析と考察に
ついては、これまで述べてきたところであるが、総
括して、「地域の教育資源」の活用に関して、これら
の項目は全てつながりをもっているということであ
る。それは、別の視点から見れば、これらの項目が
もっている課題を早急に解決しなければ、「教育資源」
の学校教育における活用が、極めて困難な状況をも
たらすことにもなるということでもある。

学校は、地域に存在する「学び」の場である。児
童・生徒が学ぶために、学校がある。しかし、児童
・生徒が学んでいるのは、学校だけではないことも
事実である。地域社会や家庭もその一つである。

そういう意味から、これからの子供の教育は、児
童・生徒の「学び」という視点において、教職員と
児童・生徒・保護者、地域住民との信頼関係を築き
上げることがより重要である。それは、児童・生徒
がインフォーマルな生活空間の場としている家庭や

地域を、教育活動の場としてとらえ直すことでもあり、と言える。

そのために、学校・家庭・地域のもつ教育的要素（いわゆる教育資源）を積極的に活用していくことがより重要なのではないかと考え、そこに「地域の教育資源」活用の本来の目的があると把握した。

2 今後の課題

本年度は、これまで漠然として使われていた「地域の教育資源」について、本島内の小・中学校と離島の一部を含めた県立高等学校、特殊教育諸学校と県内の全市町村教育委員会に対して、現在の状況と課題についてアンケート調査を実施し、分析、まとめを行った。これまでの一連の調査研究の中で、次のような課題が残され、次年度に向けて、教育経営研修課として今後検討していきたいと考えている。

【註】

① 「地域の教育資源」とは、「地域に社会に存在する人的・物的諸資源のうちで、主に学校教育の利用価値があるとかんがえられるもの」と定義し、教育的利用価値のある「もの、ひと、こと」を総称して、この後、「教育資源」とする。

（亀井浩明編 『中教審答申から読む21世紀の教育』 ぎょうせい、1996年）

② 文部省『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について—中央教育審議会第二次答申—』（ぎょうせい、1997年、p. 65を参照）

なお、ここでは「地域に関する学習を重視する学校」について、次のように述べられている。

「地域に関する学習を重視する観点から、6年間にわたって地域に関する学習を基調とした教育活動を展開し、各教科等において、地域の歴史や文化、自然、産業を活かした指導内容を重視したり、様々な教材の利用に際してそうした地域の特色を反映させたり、地域の人材を講師として積極的に活用したり、地域の社会教育施設や様々な団体等との連携を図っていくことなどが考えられよう。こうした教育活動を通じて、その地域における次代の人材を養成する役割を担うことも期待されるところである。」

③ オルセンは、『学校と社会』のなかで、「学校は地域社会の自然的・社会的資源を教育的資源として利用しなければならない」と述べており、この思想は、アメリカにおいて1930年代以降、コミュニティ

○ 小・中学校と市町村教育委員会との考え方の比較、考察については、明らかにすることができたが、県立学校と県教育委員会との関連を十分につかむことができなかった。

○ 予算措置において、学校の具体的な予算の出所について、十分に調査することができなかった。

○ 「教育資源」を活用した授業についての興味・関心、理解面について、児童・生徒側からの調査研究を実施する必要がある。

特に、平成13年度は、以上3点を中心に調査研究を深め、今年度の結果と比較しながら、「地域の教育資源」活用の在り方について、さらに研究を深めていきたい。

ー・スクールの運動として広がっていった。

④ 平成元年度の学習指導要領の総則の中で「地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることに努めること」とあり、これ以降、「人材活用」の分野から学校教育への導入が始まった。

⑤ 沖縄県教育庁では、平成12年6月に、『開かれた学校』調査検討委員会』を設置し、県内の「各学校及び市町村教育委員会における開かれた学校づくりの取り組みを体系的に推進している。そこでは、次の5つについての視点から「開かれた校づくり」の現状を、小・中・高校別にまとめている。本調査研究では、上記の「地域人材活用」の資料を参考としている。

○ 学校の施設開放

○ 学校経営・運営等

○ 地域人材活用

○ 地域コミュニティ拠点としての学校等の活用

○ その他

また、平成12年10月23日の同委員会からの提言では、「開かれた学校づくり」の阻害要因として「自分の授業を他者に見られたくない」など、教師の消極的体質が多くあげられたことから、教職員の意識改革を求めている。地域との学習・交流の実施率は小学校47%、中学校40%、高校全日21%、同定時10%、特殊教育諸学校36%と5割に満たない。学校から地域への人材派遣も小学校23%、中学校32%、高校全日23%、同定時20%、特殊教育諸学校19%にす

ぎず、地域と学校との協力に差があることが分かった。学校運営に学外者を入れた委員会などの設置率は小・中・高校とも20%未満。学外者からの学校評価を取り入れるシステムの採用率は小・中学校ともに4%、高校は全日・定時とも0%、特殊教育は6%と少なく、施設だけでなくソフト面での開放にも改善の余地があると言えそうだ。

これらを踏まえ提言は、学校側の具体的方策として(1)地域人材と触れ合う機会を年間指導計画に位置づけ、担任と一緒に授業する(2)学校評議員などの組織を結成し、保護者が参加しやすい学校運営を進めるなどを挙げている。家庭・地域には(1)学校運営などへの積極的参加や提言(2)地域の自然・歴史・文化の保存継承、地域行事などの活性化で地域の教育力を向上させる」ことなどを求めている。

<参考文献>

- | | | | |
|-------|------|---------------------------|---------|
| 宮原 修著 | 2000 | 『地域の人材・環境を生かす』 | ぎょうせい |
| 河野重男編 | 1998 | 『学校パラダイムの転換-新しい学校の時代-』 | ぎょうせい |
| 文部省 | 1997 | 『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』 | ぎょうせい |
| 児島邦宏編 | 1997 | 『開かれた学校を創る』(教職研修7月増刊号) | 教育開発研究所 |
| 亀井浩明編 | 1996 | 『中教審答申から読む21世紀の教育』 | ぎょうせい |

(沖縄タイムス平成12年10月25日より抜粋)

⑥ クラブ活動については、新学習指導要領の中で、高等学校と中学校については、「廃止」となり、小学校については、学校教育法施行規則第24条の2との関係から、総授業時数を示す別表枠から外されており、その取扱いが、各学校の特色を生かした取り組みとなっている。

⑦ 実際、程度の差や方法の違いはあるにしても、かなり多くの学校で地域人材を中心とした活用が盛んになってきている。平成7年(1995)年度時点の文部省の実態調査(文部省小学校課「平成7年度の月2回の学校週5日制の実態状況に関する調査結果について」を参照)によれば、「人材活用」に関しては、小学校で7割、中学校で6割、高等学校で4割であった。

研究同人 教育経営研修課

課長	比嘉 實
主任研究主事	当真 功
研究主事	黒木 義成(文責)
研究主事	山里 宗久
研究主事	川口 正一
研究主事	宮良 吉雄
研究主事	比嘉 康雄
指導主事	伊波 寛
指導主事	辺土名 則子
研究主事	伊集 盛助
研究主事	亀川 盛敏
指導主事	古我知 博樹
特別研修員	山田 保人
特別研修員	宮城 康人
特別研修員	比嘉 葉子